

# 米国における情報伝達について

# 構成

## 1. 米国における情報伝達(全体像)

- 1) 米国(OSHA 及びTSCA)における情報伝達
- 2) 米国(FHSA)における情報伝達

## 2. OSHAにおける情報伝達

- 1) 概要
- 2) 消費者製品への伝達の有無
- 3) 規制対象製品に必要な表示項目

## 3. TSCAにおける情報伝達

- 1) 概要
- 2) 消費者製品への伝達の有無
- 3) 消費者製品に必要な表示項目

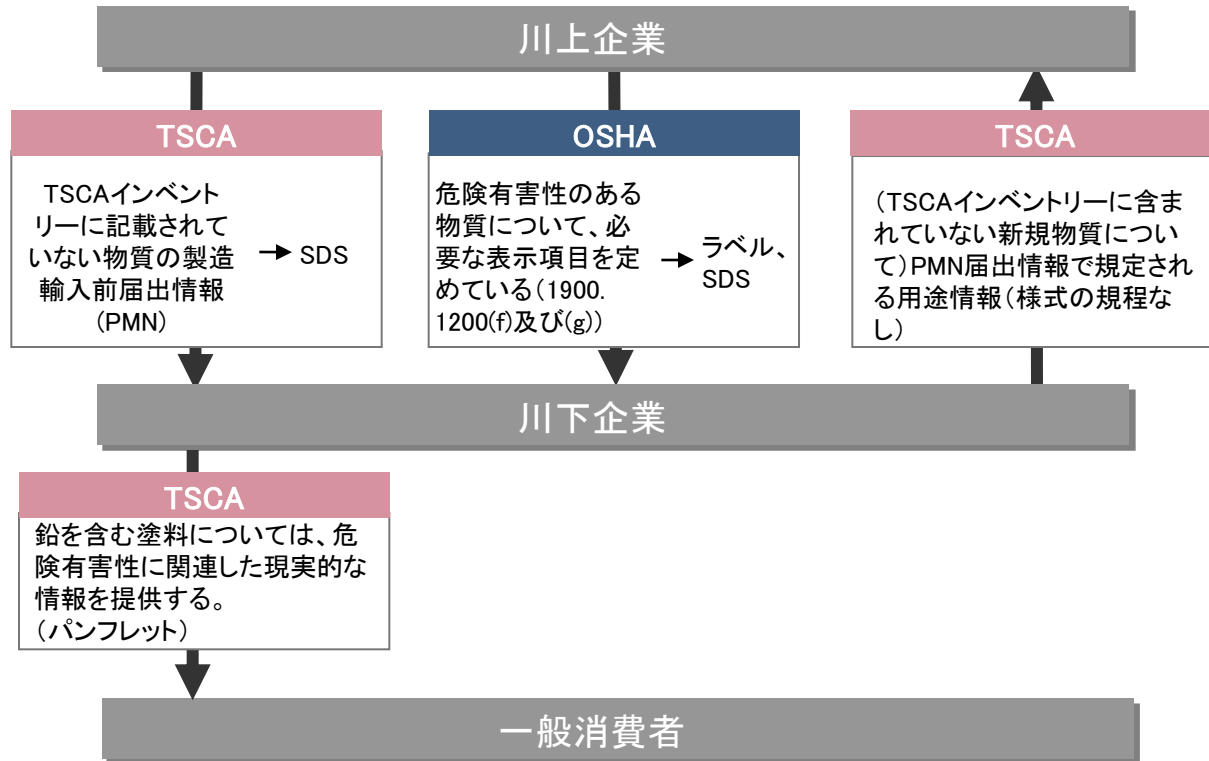
## 4. FHSAにおける情報伝達

- 1) 概要
- 2) 規制対象製品に必要な表示項目

# 1. 米国における情報伝達(全体像)

## 1) 米国(OSHA及びTSCA)における情報伝達

<物質・混合物>



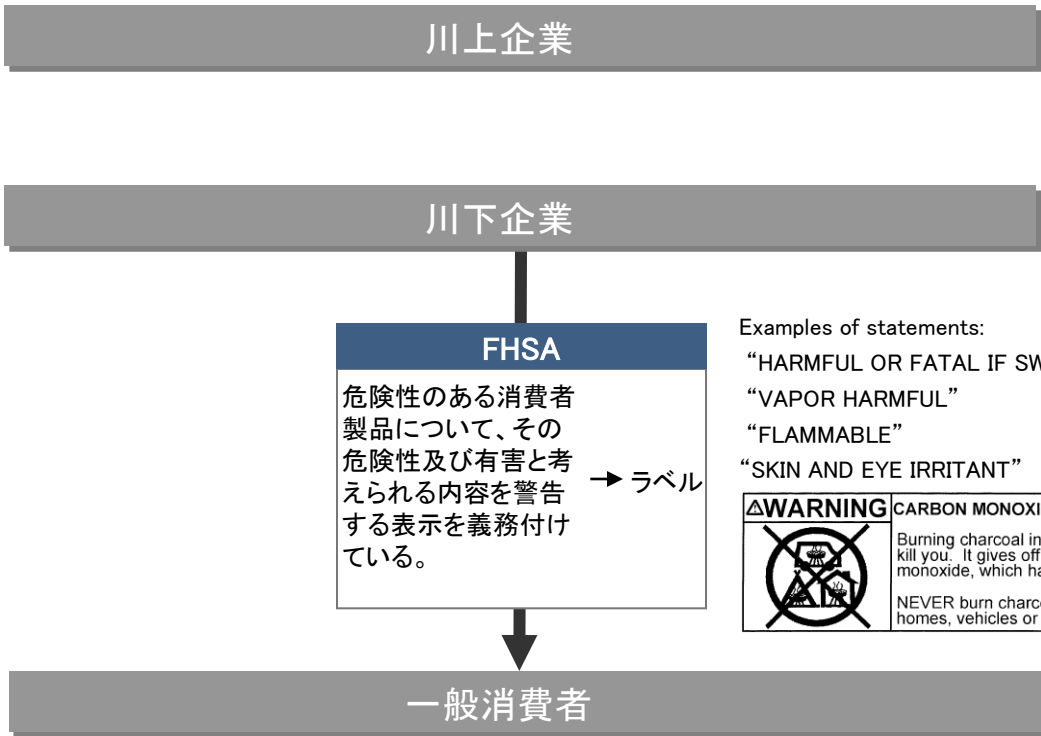
・TSCA第IV編(鉛暴露の低減)は、鉛を含む塗料の危険有害性の周知を規定している。

※ 成形品は、OSHA及びTSCAの対象ではない。

# 1. 米国における情報伝達(全体像)

## 2) 米国(FHSA)における情報伝達

<物質・混合物、成形品>



※ CPSA/CPSIAは、消費者製品への情報伝達方法を規定していない。

## 2. OSHAにおける情報伝達

### 1) 概要\*1,\*2

- 危険有害性周知基準 (HCS, 29CFR1910.1200) は、米国内で危険有害な化学品を取り扱う作業場において、その化学品に暴露されるおそれのある労働者を保護することを目的として、1983年に制定された。当初は製造業のみを対照としていたが、その後、非製造業にも適用範囲が拡大されるなどの改訂が行なわれ、1994年に最終規則が交付された。なお、1996年に小改訂(附属書Cの削除)が行なわれている。
- OSHAは、2012年3月26日に、GHSに準拠したHCSを告示し、2012年5月25日に発効させた。
- 本基準の目的は、製造又は輸入されるすべての化学品の危険有害性が評価され、その情報が雇用者及び従業員に伝達されることを保証することである。(後略)  
(29CFR1910.1200(a)(1)より)

(\*1) JETOC 特別資料No.197、「米国OSHA 危険有害性の周知基準 ー規制と危険有害性物質リストー(第6版)」、1.5.1「概要」、平成17年2月

(\*2) 29CFR1910.1200, OSHA Subpart Z Toxic and Hazardous Substances, Hazard Communication  
[http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show\\_document?p\\_table=standards&p\\_id=10099](http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show_document?p_table=standards&p_id=10099)

## 2. OSHAにおける情報伝達

### 2) 消費者製品への伝達の有無

- OSHA では、1910.1200(b)「**範囲及び適用 (scope and application)**」において、**情報提供範囲が定められている**。1910.1200(b)(5),(6)に定義される化学物質は、**情報提供が要求されない**。
  - ・ (b)(5)(v) 「**消費者製品安全法 (the Consumer Product Safety Act (15 U.S.C. 2051 et seq.))**」及び「**連邦有害性物質法 (Federal Hazardous Substances Act (15 U.S.C. 1261 et seq.))**」で定義される**消費者製品**あるいは**有害性物質**[消費者製品安全法、連邦有害性物質法については後述]
  - ・ (b)(6)(vii) 「**連邦食品・医薬品・化粧品法 (the Federal Food, Drug, and Cosmetic Act (21 U.S.C. 301))**」で定義される**医薬品**、**OTC (over-the-counter drugs)**のように**化学物質製造者が消費者に販売するために包装する医薬品**、**作業場において従業員が個人的に消費することを目的とする医薬品**
  - ・ (b)(6)(viii) **消費者に販売するために包装される化粧品**、**作業場において従業員が個人的に消費することを目的とする化粧品**
  - ・ (b)(6)(ix) 「**消費者製品安全法 (上記)**」及び「**連邦有害性物質法 (上記)**」で定義される**消費者製品**あるいは**有害性物質**で、**作業場で使用され、使用の結果、暴露期間と頻度が消費者が通常使用する際の期間と頻度よりも大きくない**、と**雇用者が示すことができるもの** [消費者製品安全法、連邦有害性物質法については後述]

## 2. OSHAにおける情報伝達

### 3) 規制対象製品に必要な表示項目

– 29CFR1910.1200(f) (2012年3月26日改正、2012年5月25日発効)において、規制対象製品に必要な表示項目を次のように定めている。

#### ・ ラベル

化学品メーカーと輸入業者は、GHSに準拠したラベルを次を表示する。

- (i) 製品識別
- (ii) 注意喚起語
- (iii) 危険有害性情報
- (iv) 絵表示(複数)
- (v) 注意書き
- (vi) 製造者、輸入者等の名称、住所、電話番号

#### ・ SDS

29CFR § 1910.1200のAppendix DにGHSと同じ16項目の様式が指定されている。

ただ、項目12(環境影響情報)、項目13(廃棄上の注意)、項目14(輸送上の注意)及び項目15(適用法令)はNon-mandatory(非義務的)とされている。

### 3. TSCAにおける情報伝達

#### 1) 概要

- 情報伝達は雇用者の義務である
  - 40CFR721 Significant New Uses of Chemical Substances, Subpart B Certain Significant New Uses
    - § 721.72 Hazard communication program (危険有害性情報伝達プログラム)
    - (a) 文書化された危険有害性情報伝達プログラム。雇用者は、各作業場における化学物質について、文書化された危険有害性情報伝達プログラムを作成し、実行すること。
    - (b) 表示。(1) 雇用者は、作業場内にある化学物質の容器には、本段落(b)(1)に合致した方法で表示されていることを保証すること。(2) 雇用者は、作業場内の化学物質を商業目的で配布する容器には、本段落と合致した方法で表示されていることを保証すること。
    - (c) 安全データシート(SDS)。雇用者は、化学物質の安全データシートを準備あるいは作成しなくてはならない。
- (注: 40CFR 721.72は、GHSラベルについて言及していない。)



### 3. TSCAにおける情報伝達

#### 2) 消費者製品への伝達の有無

- 第IV編(鉛暴露の低減)には、以下の記述がある。
  - 第405部 鉛の低減と測定(Lead abatement and measurement)
  - (d) 公衆の教育(2) 次の対象に対して、教育的なサービスと情報を提供するように計画されなくてはならない。
    - (D) 家庭改良商品(home improvement products)の消費者。
  - (d) 公衆の教育(4) 管理者は、消費者製品安全委員会(CPSC)議長と相談の上で、家庭改良商品販売者が消費者に対して、鉛を含む塗料が存在する場合の改築やリフォームの危険有害性に関連した現実的な情報を提供しなくてはならない。

### 3. TSCAにおける情報伝達

#### 3) 消費者製品に必要な表示項目

－ 第IV編(鉛暴露の低減)第406部 鉛の「有害性情報パンフレット(Lead hazard information pamphlet)」では、米国環境保護庁(EPA)が米国住宅都市開発省及び保健福祉省と協議の上、以下の項目を含めたパンフレットを作成し、適宜改訂を行うこととしている。

- (1) 鉛への暴露することによる健康リスクに関する情報
- (2) 鉛含有塗料の存在に関する情報
- (3) 6歳以下の子供が鉛に暴露した場合のリスクの記述
- (4) 鉛含有塗料の住居に住むことのリスク
- (5) 鉛含有塗料の有害性を評価・軽減するための認可された方法の記述
- (6) 鉛含有塗料リスクの評価に従った契約者のリスト一覧
- (7) 購入前に含有塗料のリスクを評価し、リスクを知ることが推奨される、という記述
- (8) 州法や地方の法律によっては、鉛含有塗料についてさらなる要求をすることがあるという記述
- (9) 不動産に関連した、環境有害性に関するその他の情報

## 4. FHSAにおける情報伝達

### 1) 概要

- 連邦有害性物質法 (Federal Hazardous Substances Act, 15 U.S.C.1261-1278 ; FHSA )は、家庭・学校等で使用される化学品を対象とする法律である。以下は対象外。
    - ・ 農薬 (FIFRA (連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法) で対応する)
    - ・ 食品、医薬品及び化粧品 (FFDCA (連邦食品・医薬品・化粧品法) で対応する)
    - ・ タバコ及びタバコ製品
    - ・ 核物質 (AEA (原子力エネルギー法) で対応する)
  - FHSAは、危険性のある消費者製品に対し、その危険性と有害と考えられる内容を消費者に警告する表示を義務付けた。基本的には以下の(i)から(iv)のいずれかを満たす物質を含む製品が対象である。
    - ・ (i)毒性がある (toxic)、(ii)腐食性がある、(iii)刺激性がある、(iv)強力な感作性物質がある、(v)引火性あるいは可燃性がある、(vi)分解や熱などによって圧力を生じるような物質または物質の混合物でその製品の通常の、あるいは合理的に予見できる方法での使用または取り扱い中 (子供が飲み込むことが合理的に予見できる場合も含まれる)、あるいはその結果として重大な損傷や疾患が引き起こされる可能性があるもの。
- ※連邦規則 (CFR 1500.13) に強力な感作性物質のリストとして、パラフェニレンジアミン、ニオイイリス根茎粉末、エチレンジアミンやジエチレントリアミン、ジグリシジルエーテルを含むエポキシ樹脂系、ホルムアルデヒド、ベルガモット油が挙げられている

## 5. FHSAにおける情報伝達

### 2) 規制対象製品に必要な表示項目

- FHSA に基づき、消費者製品安全委員会 (CPSC) は、連邦規則16CFR1500.1定義において、規制対象製品に必要な表示項目と警告内容を次のように定めている。
  - (1) 製造業者、ディストリビューター、または販売業者の名前と住所
  - (2) 有害物質の名前
  - (3) 「危険」(Danger) 表示は、極めて可燃性、腐食性、毒性の高いものに使う。
  - (4) 「警告」(Warning) 表示と「注意」(Caution) 表示は、その他の全ての有害物質に使う。
  - (5) 可燃性 (Flammable)、発火性 (Combustible)、揮発有害性 (Vapor Harmful) といった具合に、主な有害性の内容を表示する。
  - (6) 使用前に注意すべき事項や避けるべき事項を説明する。
  - (7) 必要に応じ、緊急医療措置を説明する。
  - (8) 毒性が高いと定義された有害物質については、「有害」(Poison) と記載する。
  - (9) 取り扱いや保管に特別な配慮が必要な場合には、その指示を記載する。
- FHSAへのGHSの導入は、保留とされている(平成23年3月時点)。

(出典: ・U.S. CPSC, “Requirements under the Federal Hazardous Substances Act: Labeling and Banning Requirements for Chemicals and Other Hazardous Substances 15 U.S.C. § 1261 and 16 C.F.R. Part 1500”,

<http://www.cpsc.gov/businfo/regsumfhsa.pdf>

・経済産業省、「平成22年度化学物質安全確保・国際規制対策推進等(化管法施行状況調査)」、p.70、平成23年3月)